

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和 7 年 3 月 31 日

月 曜 日

号 外(12)

目

次

規 則

○富山県会計規則の一部を改正する規則

1

規

則

富山県会計規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 7 年 3 月 31 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県規則第31号

富山県会計規則の一部を改正する規則

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第68条中「管財課」を「財産管理室」に改める。

第81条第2項ただし書中「契約金額」の次に「（長期継続契約の場合にあつては、契約金額を契約期間の月数で除して得た金額に12を乗じて得た額とする。）」を加える。

第 100条第1項第1号中「 250万円」を「 400万円」に改め、同項第2号中「 160万円」を「 300万円」に改め、同項第3号中「80万円」を「 150万円」に改め、同項第4号中「50万円」を「 100万円」に改め、同項第5号中「30万円」を「50万円」に改め、同項第6号中「 100万円」を「 200万円」に改める。

第 169条第1項中「及び指定公金事務取扱者に対する検査」を削り、同条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 第 161条から第 164条まで及び第 166条の規定は、指定公金事務取扱者に対する検査について準用する。この場合において、第 161条、第 164条及び第 166条中「知事」とあるのは「会計管理者」と、第 162条中「当該検査に係る調書（以

下「検査調書」という。)を作成して提出するとともに、会計事務に関する帳簿及び証拠書類を提示しなければならない」とあるのは「会計事務に関する帳簿及び証拠書類を提示しなければならない」と、第166条第1項中「検査調書」とあるのは「当該検査に係る調書(以下「検査調書」という。)1通」と読み替えるものとする。

別表第2管財課の項を次のように改める。

財産管理室	室長
-------	----

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(出 納 課)